

平成31年4月に **小学校** に入学予定児童の保護者の皆様へ

就学援助制度のおしらせ

藤枝市教育委員会

1 就学援助制度とは？

藤枝市では、藤枝市立小中学校に通う児童生徒がいるご家庭で、経済的理由から就学が困難なご家庭を対象に、給食費や学用品費等の就学費用を援助しています。

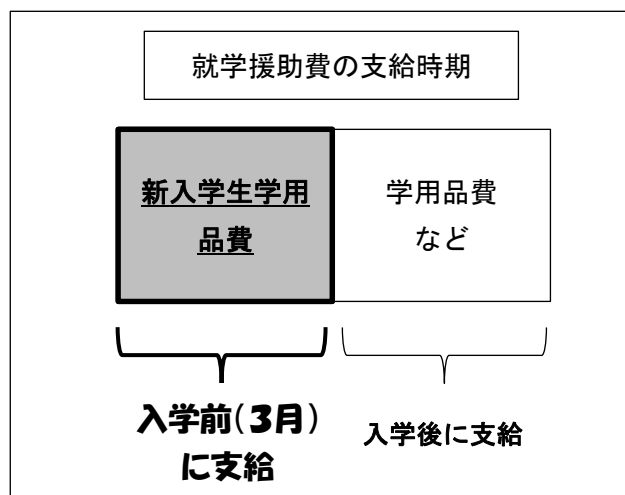
【主な支給費目】

新入学生学用品費・学用品費・通学用品費・給食費・修学旅行費・医療費 など

2 新入学生学用品費について

お子様が平成31年入学予定のご家庭で就学援助制度対象の場合、就学援助費のうち入学に必要な「**新入学生学用品費**」について入学前（3月）支給を実施します。

新入学生学用品費の入学前支給を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、必要書類を添えて申請してください。なお、学用品費などは7月以降に支給します。



3 新入学生学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の（１）（２）（３）のすべての要件に該当する方

- （１） お子様平成31年4月に藤枝市立小学校に入学予定の方
- （２） 申請時に藤枝市に居住している方（入学前に市外へ転出する方を除く）

※新入学生学用品費の入学前支給を受けたあと、平成31年4月に藤枝市立小学校に入学しなかった場合は、新入学生学用品費を返還していただくことになりますので、市外転出の可能性のある場合は事前に教育政策課までご相談ください。

- （３） 就学援助の要件に該当する方（下記①～③のいずれかに該当する方）

- ① 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法に基づく個人の事業税の減税、市民税の非課税・減免又は固定資産税の減免
 - ウ 国民年金法に基づく国民年金の掛金の減免
 - エ 国民健康保険法に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - オ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給
 - カ 世帯更生貸付補助金による貸付け

- ② ①以外の方で、次のいずれかに該当する方

（裏面あり）

- 7 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - イ 保護者の職業が、不安定で生活状態が悪いと認められる方
 - ウ 学年費・PTA会費等の学校納付金減免が行われている方
 - エ 学校納付金の納付状態の悪い方、衣服等が悪い方又は学用品・通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる方
 - オ 経済的理由による欠席日数が多い方
- ③ その他特別な事情により教育委員会が必要と認める方

※審査を行いますので、申請した方全員が必ず援助を受けられるとは限りません。

4 申請について

(1) 申請先

4月に入学予定の藤枝市立小学校

(2) 申請時期

平成30年11月中旬から平成30年12月21日（金）まで

(3) 申請に必要な書類

①就学援助申請書

【配布場所】藤枝市立小学校または教育委員会

②課税所得証明書（平成30年1月2日以降に藤枝市へ転入した方のみ）

③児童扶養手当の写し（児童扶養手当受給の方のみ）

④年金証書の写し（生計を同一にしている方で、年金を受給されている方がいる場合のみ）

⑤口座振替依頼書 【配布場所】藤枝市立小学校または教育委員会

⑥通帳の写し（保護者様の口座番号・口座名義がわかるもの）

5 支給額・支給時期など

(1) 新入学生学用品費の支給額（お一人につき）

・小学校入学予定の場合 40,600円

(2) 支給時期 平成31年3月上旬予定

(3) 支給方法 保護者様の口座に直接振り込みます。

6 その他

※今回、新入学生学用品費（入学前支給）の申請をされない場合でも、4月以降に平成31年度の就学援助を申請し、4月からの認定となった場合は、入学後（6月下旬）に新入学生学用品費を支給します。

※生活保護受給中の方は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、就学援助での新入学生学用品費の支給はありません。

【お問い合わせ】

藤枝市教育委員会 教育政策課 学校事務指導係

電話：054-643-3045